

平成 16 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 VT ホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 一 穂
役 職 氏 名
(コ-ト番号 7593 大証ヘラクレス 名証第 2 部)
開 示 責 任 者 常 務 取 締 役 伊 藤 誠 英
連 絡 者 氏 名 取 締 役 管 理 部 長 山 内 一 郎
T E L (0 5 2) 2 0 3 - 9 5 0 0

2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 2 日開催の取締役会において、2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 VT ホールディングス株式会社 2008 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100%
3. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 6 月 21 日(スイス時間。以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Tokyo-Mitsubishi International plc, London, Zurich Branch(以下「TMIZ」という。)及び Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch(以下 TMIZ とあわせて「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、米国市場を除く。)における私募。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2004 年 6 月 15 日までに TMIZ が当社に書面で通知することにより、本社債額面金額合計額 5 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。
 - (2) 発行価格(募集価格) 本社債額面金額の 102.5%
6. 本新株予約権に関する事 項
 - (1) 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額で除した数とする。行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 本新株予約権の総数 2,500 個及び第 5 項第(1)号記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を 1,000,000 円で除した個数。
 - (3) 行使時の払込金額及び転換価額 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当社取締役会が、当社の代表取締役社長に対し、

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 6 月 20 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本日の株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」という。)における当社普通株式の終値の100%以上105%以下の範囲で、本社債の発行価額、本新株予約権の発行価額、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する旨授權する。

(4)新株の発行価額中の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(5)行使請求期間

2004年7月5日から2008年6月6日のロンドンにおける銀行営業終了時まで。但し、本社債が下記第7項第(4)号(ロ)(ハ)及び(ニ)に定めた事由に基づき償還された場合は、当該償還日に先立つ5営業日目の日の銀行営業終了時(ロンドン時間)までとする。また、当社が同号(ヘ)に定めた事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時で行使期間は終了する。

(6)行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

(7)転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額で新たに普通株式を発行する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社の普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合又はその他一定の場合も適宜調整される。

(8)転換価額の下方修正

転換価額は、2005年6月7日及び2006年6月7日(いずれも日本時間)(当日を含む。以下「決定日」という。)までの10連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた額が、決定日に適用ある転換価額を1円以上下回っていた場合、転換価額は2005年6月21日及び2006年6月21日(いずれも日本時間)(以下「効力発生日」という。)以降、上記により算出された平均値相当額(但し、決定日の翌日から効力発生日までに効力の発生する本項第(7)号の調整を受ける。)に修正される。但し、かかる算出の結果、下限転換価額(以下に定義する。)未満となる場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、第1回目の決定日である2005年6月7日に有効な転換価額の80%に相当する価額(但し、決定日の翌日から効力発生日までに効力の発生する本項第(7)号の調整を受け、また第2回目の決定日における修正の場合には、第1回目の効力発生日の翌日から第2回目の決定日までに効力の発生する本項第(7)号の調整を受ける。)の1円未満の端数を切り上げた額をいう。

(9)代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

(10)消却事由及び消却条件

定めない。

(11)行使によって交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権の効力発生日の属する配当計算期間(3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月間の期間をいう)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 2,500,000,000円及び第5項第(1)号記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額
- (2) 各本社債券の金額 1,000,000円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (4) 償還の方法
- イ. 満期償還
2008年6月20日に本社債額面金額の100%で償還する。
- ロ. 120%コールオプション条項による繰上償還
当社は、名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある30連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、30日以上60日以内の事前の通知を本新株予約権付社債の所持人に行き、2005年6月21日以降2008年6月19日までの間、本社債残高全額(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。当社はかかる償還を行う場合、上記30連続取引日の最終日から15日以内にTMIZに書面にて通知するものとする。
- ハ. 税制変更等による繰上償還
日本国の税制の変更により、本社債に関する支払につき、追加額の支払の必要がある場合には、当社は、30日以上60日以内の事前の通知を本新株予約権付社債の所持人に行き、本社債残高全額(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。
- ニ. 株式交換等による繰上償還
当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、一定の条件の下、30日以上60日以内の事前の通知を本新株予約権付社債の所持人に行き、2004年6月21日以降、本社債残高全額(一部は不可)を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。
- | | |
|--------------------------|------|
| 2004年6月21日以降2005年6月20日まで | 104% |
| 2005年6月21日以降2006年6月20日まで | 103% |
| 2006年6月21日以降2007年6月20日まで | 102% |
| 2007年6月21日以降2008年6月19日まで | 101% |
- ホ. 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還
当社は、主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定める。)の議決権ある株式の過半数を処分する場合に、本新株予約権付社債の所持人が当社に対し、本新株予約権付社債の要項に従い、かかる所持人の所有に係る本社債の償還を請求したときは、当該本社債を本社債額面金額で償還しなければならない。
- ヘ. 債務不履行等による強制償還
本新株予約権付社債の要項に定める一定の不履行事由等が発生し、本新株予約権付社債の所持人のためにTMIZが当社に書面にて期限の利益喪失の通知を行った場合、当該通知受領より15日後に当該事由が治癒されない限り、当社は本社債残高全額を本社債額面金額で償還しなければならない。
- (5) 買入消却
当社又はその子会社は、スイス国立銀行(Swiss National Bank)の規則に従い、随時本新株予約権付社債をTMIZを介して買入れることができる。当社は、かかる本新株予約権付社債をTMIZに引渡して消却することができる。かかる消却をする場合、消却された本新株予約権付社債に付せられた当該本新株予約権は同時に放棄されたものとみなされる。
- (6) 社債券の様式
無記名式新株予約権付社債券

(7) 本社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行する。
証

8. 財務上の特約

- (1) 本社債に関する支払につき、日本国その他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、当社は、本社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。
- (2) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が既に発行した、又は今後発行する、(i)日本円以外の通貨建て発行される又は(ii)日本円建てであって、当社の同意により元本総額の過半が当社により又は当社の承認を得て当初日本国外で募集される、ボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券（日本法の下で「社債」に分類されるものであり、発行日から所定の満期日までの期間が1年を超えるものをいう。以下「外債」という。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定するか、幹事引受会社を代表してTMIZが十分と認める担保又は保証を提供することとし、また、当社の連結子会社は、当社の外債の発行に関して、いかなる保証や損失補償も行わないものとする。

以上

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

調達資金については、全額借入金返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、金融収支の改善等が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループの配当政策は、安定的な経営基盤の確立と、株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対する積極的な利益還元策を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM & A資金として活用し、株主の皆様への長期的な配当水準の維持、向上に努めたいと考えております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	19.78 円	3.10 円	119.04 円
1 株 当 たり 配 当 金	14.00 円	12.00 円	18.00 円
実 績 配 当 性 向	24.4%	476.2%	105.3%
株 主 資 本 利 益 率	4.9%	2.0%	27.5%
株 主 資 本 配 当 率	3.3%	3.0%	4.3%

- (注) 1. 1株当たり配当金、実績配当性向、株主資本配当率は、単体の数字となります。その他は、連結の数字です。
2. 平成16年3月期の数字は、未監査となっております。
3. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を期末の株主資本で除した数値です。
5. 平成15年3月期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が2008年6月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	799 円	1,070 円	719 円	2,195 円
高 値	1,380 円	1,090 円	2,150 円	2,500 円
安 値	799 円	655 円	650 円	2,000 円
終 値	1,080 円	719 円	2,150 円	2,350 円
株 価 収 益 率	54.6 倍	231.9 倍	18.0 倍	- 倍

- (注) 1. 平成17年3月期の株価については、平成16年6月1日現在で表示しています。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。

(4)その他

該当事項はありません。

以上